

受給者証をお送りします。

「自己負担上限額管理票」は受給者証と一緒に管理してください。

同封の「自己負担上限額管理票」は、受給者証と一緒に、保険医療機関や保険薬局の窓口で提示して、支払額を記載してもらってください。

自己負担上限額管理票の表紙にある「記載例」を御参照ください。

なお、対象となる医療は、B型及びC型肝炎ウイルスの除去（根治）を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療です。

受給者証の有効期間は、原則として1年間以内です。

肝炎相談センター（岡山大学病院内）

専門の看護師や医師が、医療に関する相談をお受けしています。

電話番号：086-235-6851

受付時間：月～金曜日の9:00～17:00

◇保健所・県庁窓口

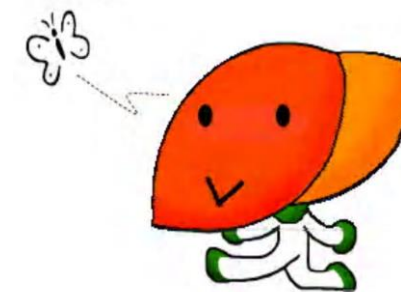
保健所名	〒	住所・電話番号
岡山市保健所	700-8546	岡山市北区鹿田町 1-1-1 086-803-1262
倉敷市保健所	710-0834	倉敷市笹沖 170 086-434-9810
備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町 1-1-17 086-272-3934
東備支所	709-0492	和気町和気 487-2 0869-92-5180
備中保健所	710-8530	倉敷市羽島 1083 086-434-7024
井笠支所	714-8502	笠岡市六番町 2-5 0865-69-1675
備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似 286-1 0866-21-2836
新見支所	718-8550	新見市高尾 2400 0867-72-5691
真庭保健所	717-8501	真庭市勝山 591 0867-44-2990
美作保健所	708-0051	津山市椿高下 114 0868-23-0163
勝英支所	707-8585	美作市入田 291-2 0868-73-4054
岡山県庁健康推進課	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6 086-226-7331

肝炎治療特別促進事業

受給者証をお送りします。

【インターフェロン治療及び

インターフェロンフリー治療編】



厚生労働省の肝炎総合対策におけるマスコットです。

岡山県保健医療部
健康推進課

いろいろな手続きについて

各種様式は岡山県ホームページからダウンロードできます。
お近くの保健所にもあります。

◇受給者証がお手元に届くまでの間に、自己負担限度額（月額）を超えて支払った場合は？

「肝炎治療費等支給申請書」(入院・通院)に保険医療機関や保険薬局での証明をもらって、保健所へ提出してください。2枚以上の証明がある場合は、まとめて申請してください。限度額を超えて支払われた医療費をお支払いします。

なお、高額療養費制度に該当される場合には、先にそちらの手続きをお願いします。

◇受給者証に記載されていない保険医療機関等を受診するには？

事前に「医療機関追加届」により保健所へ届出をしていただく必要があります。追加した保険医療機関等で公費負担が受けられるのは、原則として、保健所で受け付けた日以降になります。

受給者証と印鑑をもって保健所にお越しください。保健所の窓口で、保険医療機関等の追加をさせていただきます。

◇住所、氏名、加入医療保険がかわったときは？

住所、氏名、加入医療保険などがかわったときは、「治療受給者証変更届」により保健所へ届出をお願いします。

また、受給者証を破損紛失した際は、「治療受給者証再交付申請書」により保健所へ申請をお願いします。

◇副作用によりインターフェロン治療を一時中断する等の治療休止期間があり、当初の48週の治療予定期間を超え、かつ受給者証の有効期間も超えて治療をする可能性が高くなった場合は？

主治医の指示に基づき、有効期間が満了する前に、「有効期間延長申請書(B)」により保健所へ申請をお願いします。(主治医の署名が必要です。)

保健所の窓口で、2か月を限度とする有効期間延長の変更をさせていただきます。

◇有効期間内に治療終了（または中断）となった場合は？

インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療終了（または中断）となった後に行われる検査や副作用の治療については、受給者証有効期間内であっても助成の対象とはなりません。

◇一定の要件に該当される場合は、例外的に6か月を限度とする有効期間の延長が可能です。

まずは、主治医に御確認ください。

有効期間が満了する前に、「有効期間延長申請書(A)」により保健所へ申請をお願いします。(主治医の記載が必要です。)